

平成 29 年度 第 1 回 千葉市文化財保護審議会議事録

1 日 時 平成 29 年 6 月 22 日（木） 午前 10 時～12 時

2 場 所 千葉ポートサイドタワー 12 階 教育委員会室

3 出席者（委員）

山田俊輔委員（会長）、河東義之委員（副会長）、
明石昇委員、神谷睦代委員、小関悠一郎委員、
菅根幸裕委員、吉村稔子委員

（事務局）

大崎生涯学習部長、芦田文化財課長補佐、
その他事務局職員、小名木文化振興課長、
文化振興課職員

4 議 事

（１）市指定文化財（建造物）「旧川崎銀行千葉支店本館（さや堂ホール）」
の修理工事について

5 議事の概要

（１）市指定文化財（建造物）「旧川崎銀行千葉支店本館（さや堂ホール）」
の修理工事の内容について説明を行い、使用する塗料について十分
配慮すれば予定している工法で問題ないとの意見を得た。

6 報告事項

（１）市指定文化財（史跡）猪鼻城跡（含七天王塚）の取扱いについて
（２）加曽利貝塚の特別史跡指定について

7 会議経過

（山田会長）議事に入る前に、議事録署名人として明石委員を指名する。

【委員承諾】

議事（１）市指定文化財（建造物）「旧川崎銀行千葉支店本館（さや堂ホ
ール）」の修理工事について

（山田会長）議事の（１）について事務局より説明を願う。

【事務局が「旧川崎銀行千葉支店本館」の概要について説

明→小名木文化振興課長が修理工事の内容について説明】
(山田会長)「旧川崎銀行千葉支店本館」の修理工事について、何か質問・意見等はあるか。

① 修理箇所について

(吉村委員) 今回の修理箇所について確認したい。

(河東委員) 資料のピンクで色づけされた部分ということだろう。(旧川崎銀行の建物を包み込んでいる) さやの部分は文化財ではない。さやの部分を含めた総称として「さや堂ホール」と呼んでいる。

(小名木課長) その通りである。

② 塗装に用いる塗料について

(菅根委員) ホール天井の塗装にあたって、さや堂復元時の塗料が現在入手できないため、内壁と同じ塗料を使用するとのことだが、問題ないのか。

(河東委員) 全く違うものを使うわけにはいかないもので、できるだけ近いものを使った方がよい。成分は分かっているのか。

(小名木課長) 復元前のことは資料が残っておらず不明だが、復元時には吉野石膏のプラスターを使用していることが分かっている。

(河東委員) 内壁の塗装に用いる漆喰とプラスターの使い分けも極めて重要である。当時は色々な素材が入ってきており、漆喰には漆喰、プラスターにはプラスターといったように、場所による使い分けは守るべき。

(小関委員) その復元を行ったのはいつか。

(小名木課長) 平成7年である。

(河東委員) 今言っても仕方がないが、その時に配慮が足りなかったのだろう。さやの部分はどう手をつけても文化財的には問題ないが、内部については気をつけていただきたい。

③ 震災への対応について

(山田会長) 今回の破損は、経年劣化というよりも、(旧川崎銀行とそれを包み込むさやの部分の) 建物の強度の違いというさや堂復元時の問題に起因するものだと思われるが、そういった劣化の原因も踏まえた修理となっているのか。

(小名木課長) 元々の建物の強度の違いの問題もあるが、今回の破損は東日本大震災による部分が大きいと考えている。

(河東委員) 震災直後に文化財調査を行わなかったのか。

(小名木課長) 当時、人が立ち入るような場所は目視確認を行っていたが、ホール屋上等の確認は行っておらず、今回の破損箇所は発見できていなかった。

(河東委員) 震災後の文化財の被災状況の調査は、文化財課が徹底して行ってほしい。

(事務局職員) 承知した。

(小関委員) 今回の修理は今後の大きな揺れへの配慮はされているのか。

(小名木課長) あくまで破損箇所の修理を行うだけで、耐震補強等はない予定である。

(河東委員) 建物全体として耐震構造にはなっている。

(吉村委員) 免震構造にはなっていないのか。

(河東委員) 基礎がくっついているので、恐らく免震構造にはなっていない。

(山田会長) 質問は以上のようなので、審議会の意見のとりまとめを行う。漆喰、プラスターの問題等もあったが、資料2-1の工法で特に問題ないということでよいか。

【異議なし】

(山田会長) 事務局及び所管課においては、今出た意見を参考に今後の事務を進めていただきたい。

報告事項(1) 市指定文化財(史跡)猪鼻城跡(含七天王塚)の取扱いについて

(山田会長) 報告事項(1)について、事務局より説明を願う。

【事務局職員が猪鼻城跡(含七天王塚)の取扱いについて報告】

(山田会長) 今後のスケジュールの中に、「埋蔵文化財調査」とあって、塚が消える前提と読めるが実際のところどうなのか。

(事務局職員) 塚は残す前提である。

(菅根委員) 史跡指定範囲を明確化した上で、調査を進めるということか。

(事務局職員) その通りである。

(山田会長) 今回の3号塚・7号塚以外の塚についても近い将来、範囲を決めていくのか。

(事務局職員) その予定である。

(菅根委員) 指定当初の史跡範囲の考え方はどのようなものだったのか。

(事務局職員) 当時の資料に範囲を示すものは残っておらず、千葉氏に関わる史跡として具体的な範囲は定めずに指定したと考えられる。

報告事項(2) 加曽利貝塚の特別史跡指定について

(山田会長) 報告事項(2)について、事務局より説明を願う。

【事務局職員が加曽利貝塚の特別史跡指定について報告】

(山田会長) 秋頃に正式決定となる見通しとのことだが、今後の活用アイデア等はあるのか。

(事務局職員) 今年度としては大きく二つあり、一つは秋に発掘調査を行う等の更なる調査・研究の実施、もう一つは10年先まで見越したランドデザインの策定である。

(山田会長) 加曽利貝塚は市民のおかげで保存できた遺跡であることから、市民を置き去りにせず、協同して遺跡を守ってほしい。また、豊かな自然を活かして集客に繋げてほしい。

(山田会長) これにて議事を終了する。

問い合わせ先 千葉市教育委員会生涯学習部文化財課

T E L 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 6 2

F A X 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 9 3